

産業廃棄物 中間処理施設

許可取得事業者名	処理業者名・代表者			
	本社所在地・電話番号	東京都練馬区		
	施設の設置場所	東京都練馬区		
	施設責任者氏名			
中間処理する産業廃棄物名	廃プラスチック類、金属くず			
処理の方法	圧縮、破碎			
処理能力	圧縮：廃プラスチック類	t/日	金属くず	t/日
	破碎：廃プラスチック類	t/日	金属くず	t/日
処分等のための保管最上限				
許可番号	第			
許可期限				
許可条件	(1)作業時間は、原則として8時から17時までとする。(2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守する事。(3)中間処理は承認を得た方法により行うこと。			